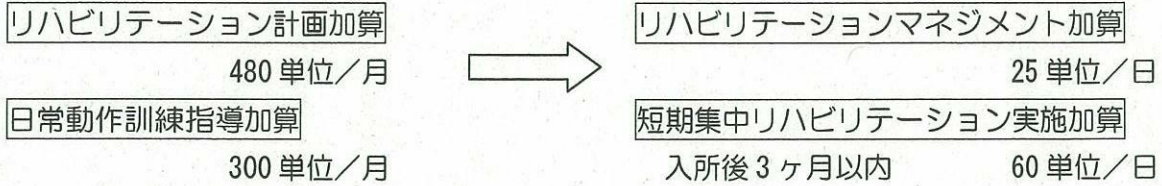


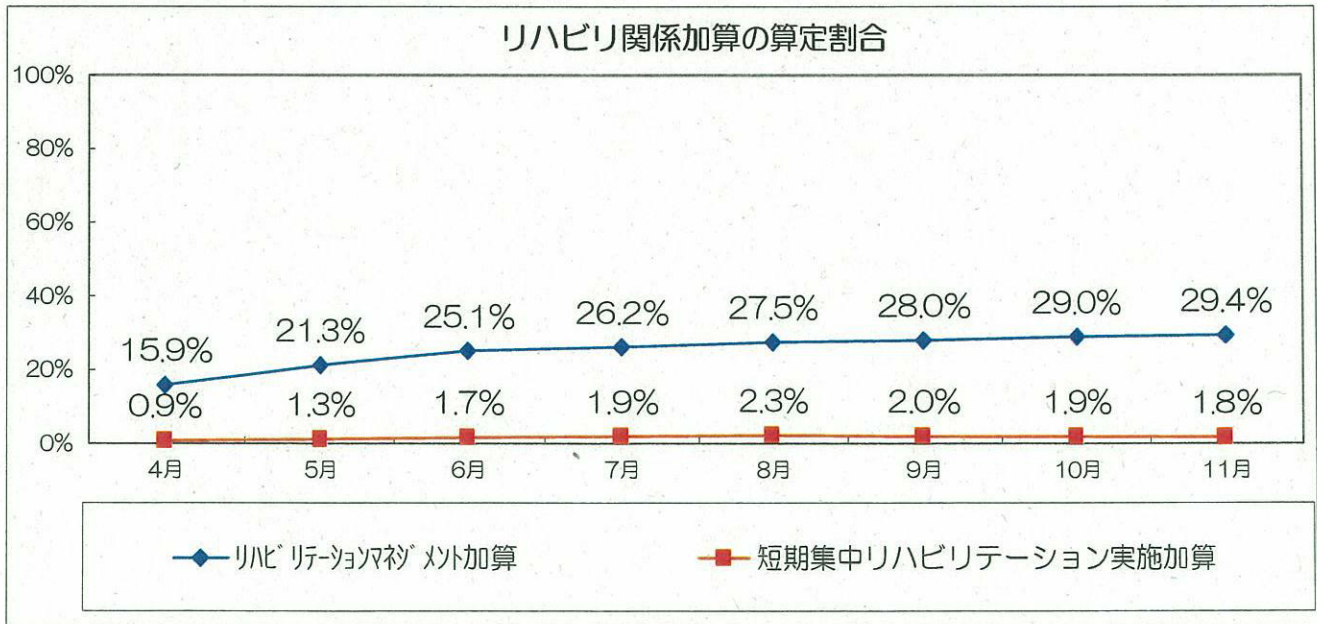
【介護報酬改定の概要】

- リハビリテーションマネジメント加算及び短期集中リハビリテーション実施加算
 現行の「リハビリテーション計画加算」、「日常動作訓練指導加算」を見直し、個別のリハビリテーション実施計画の策定等、一連のリハビリテーションプロセスの実施や、多職種協働による短期・集中的なリハビリテーションを実施した場合の加算を導入。



【介護報酬改定後の動向】

- リハビリテーションマネジメント加算の算定割合は、（平成 18 年 4 月）15.9%から（平成 18 年 11 月）29.4%に推移。
- 短期集中リハビリテーション実施加算の算定割合は、（平成 18 年 4 月）0.9%から（平成 18 年 11 月）1.8%に推移。



注) 算定割合は、介護療養施設サービス日数に対する各加算の割合である。
 *介護給付費実態調査(平成18年度各月サービス提供分)

